

平成24年度

川西市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

川西市監査委員



平成25年9月5日

川西市長 大塩 民生 様

川西市監査委員 塩 川 芳 則

川西市監査委員 岩 本 吉志子

川西市監査委員 秋 田 修 一

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。



## 目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	2
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	3
3	財政規模(健全化判断比率の分母)	4
	健全化判断比率の状況	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率(3カ年平均)	8
4	将来負担比率	15
	資金不足比率の状況	23
1	資金不足比率(公営企業ごとに算定)	23
	参考資料	
	阪神7市における比率の推移について	24

### (表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。  
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。



## 平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

### 第2 審査の期間

平成25年8月7日から同年9月2日まで

### 第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認めた。

(単位: %)

比率の名称	22年度	23年度	24年度	増減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率						
実質赤字比率 1	-	-	-		2 11.86	20.00
連結実質赤字比率 1	-	-	-		2 16.86	30.00
実質公債費比率	11.0	11.4	11.7	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	159.2	160.9	152.6	8.3	350.0	
資金不足比率					経営健全化基準	
水道事業会計 1	-	-	-		20.0	
下水道事業会計 1	-	-	-			
病院事業会計	12.6	6.6	17.9	11.3		

1 比率が算定されない場合は、「-」で表示している。

2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、24年度の基準を記載している。

#### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は11.7%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (3) 将来負担比率は152.6%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

#### 2 資金不足比率

水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足額は生じていない。

病院事業会計は17.9%で、経営健全化基準(20.0%)を下回っている。比率は、一時借入金の増などにより流動負債が増加したことで、前年度に比べ11.3ポイント上昇(悪化)している。

## 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

### 1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率(同法第2条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率(同法第22条)の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
<b>健全化判断比率</b>		
実質赤字比率	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	財政規模に応じ 11.25 ~ 15%
		20%
連結実質赤字比率	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	財政規模に応じ 16.25 ~ 20%
		30%
実質公債費比率 (3カ年平均)	$\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$	25%
		35%
将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$	350%
		-
資金不足比率 (各企業ごとに算定)	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$	(経営健全化基準) 20%
		-

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない)。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

## 2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市の平成 24 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

法令等の区分		当市の該当会計				
一般会計等	一般会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計				
		中央北地区土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑	↑	↑
		後期高齢者医療事業特別会計				
		農業共済事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	↑ 実質公債費比率 ↓	↑	↑	↑ 将来負担比率 ↓
		病院事業会計				
		下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合		猪名川上流広域ごみ処理施設組合	↑ 資金不足比率 ↓	↑	↑	↑
		丹波少年自然の家事務組合				
		兵庫県後期高齢者医療広域連合				
		兵庫県市町村職員退職手当組合				
地方公社・第三セクター等		川西市土地開発公社	↑ 資金不足比率 ↓	↑	↑	↑
		一般財団法人川西市都市整備公社				
		川西都市開発株式会社				
		株式会社パルティ川西				
		公益財団法人阪神北広域救急医療財団				
		社会福祉法人阪神福祉事業団				

資金不足比率は各企業ごとに算定

団体名は、平成25年3月末現在の名称で記載している。

### 3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模〔地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕」が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円、%)

区 分	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	25,570,024	25,930,696	25,946,972	16,276	0.1
標準税収入額等	20,639,942	20,602,205	20,184,626	417,579	2.0
普通交付税	4,930,082	5,328,491	5,762,346	433,855	8.1
(2) 臨時財政対策債発行可能額	3,030,254	2,768,514	2,918,829	150,315	5.4
合 計	28,600,278	28,699,210	28,865,801	166,591	0.6

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は288億6,580万円で、前年度に比べ1億6,659万円(0.6%)増加している。これは、標準税収入額等が減少したものの、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が増加したためである。

#### (1) 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

【計算式】  $(\text{基準財政収入額} - A) \times 100/75 + A + \text{普通交付税}$

$A = \text{地方譲与税の一部} + \text{交通安全対策特別交付金}$

$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$

#### (2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

## 健全化判断比率の状況

### 1 実質赤字比率

#### (1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、11.86%（当市24年度の場合）が早期健全化基準、20%が財政再生基準である。当市における「一般会計等」の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計である。

#### 【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

#### (2) 実質赤字比率の状況

平成24年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

#### 実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 ( 実質赤字額) (A)	473,464	373,432	510,373	136,941	36.7
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	28,600,278	28,699,210	28,865,801	166,591	0.6
実質赤字比率 (A)/(B)	-	-	-		
参考 (黒字比率)	(1.65%)	(1.30%)	(1.76%)	(0.46ポイント)	

実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

当年度の実質収支額は5億1,037万円の黒字であり、前年度に比べ1億3,694万円(36.7%)増加している。なお、黒字比率としては1.76%となり、前年度に比べ0.46ポイント上昇している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

#### 一般会計等の実質収支額の状況(24年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d)	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	48,875,439	47,740,642	1,134,797	123,708	1,011,089
用地先行取得事業特別会計	273,118	5,979,646	5,706,528	83	5,706,611
中央北地区土地区画整理事業特別会計	5,485,815	262,223	5,223,592	17,697	5,205,895
合 計	54,634,372	53,982,511	651,861	141,488	510,373

1 会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

2 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額  
- ~ に係る未収入特定財源

## 2 連結実質赤字比率

### (1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。当市 24 年度の場合、早期健全化基準は 16.86% (各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準 30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(6 会計)及び公営企業会計(3 会計)である。

なお、公営企業会計では、一般会計等という「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額」と定義される。

#### 【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む})$$

### (2) 連結実質赤字比率の状況

24 年度決算における全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

#### 連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	473,464	373,432	510,373	136,941	36.7
一般会計	473,464	373,432	510,373	136,941	36.7
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
中央北地区土地区画整理事業特別会計	-	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	424,681	528,266	380,330	147,936	28.0
国民健康保険事業特別会計	679,932	707,179	455,116	252,063	35.6
後期高齢者医療事業特別会計	70,796	45,767	60,479	14,712	32.1
農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	184,455	133,146	14,307	118,839	89.3
老人保健事業特別会計(22年度で廃止)	0	-	-	-	-
イ 公営企業会計(資金剰余額・資金不足額) (C)	4,543,229	5,689,743	5,648,484	41,259	0.7
法適用 水道事業会計	4,247,902	4,850,826	4,958,120	107,294	2.2
" 下水道事業会計	777,042	1,070,872	1,308,420	237,548	22.2
" 病院事業会計	481,715	231,955	618,056	386,101	166.5
合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	4,592,012	5,534,909	5,778,527	243,618	4.4
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	28,600,278	28,699,210	28,865,801	166,591	0.6
連結実質赤字比率 (D) / (E) 参考 (黒字比率)	- (16.08%)	- (19.28%)	- (20.01%)	-	(0.73ポイント)

連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、57億7,852万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ2億4,361万円(4.4%)増加しているが、これは、公営企業会計合計の資金剰余額が4,125万円減少したものの、一般・特別会計合計の実質収支額が合計2億8,487万円増加したためである。この結果、黒字比率としては20.01%となり、前年度に比べ0.73ポイント上昇している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるものであるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計以外の各会計別の実質収支額及び資金剰余額(資金不足額)の状況は、次表のとおりである。

ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計

特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(24年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a) - (b)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	実質収支額 (c) - (d)
国民健康保険事業	17,004,357	17,459,473	455,116	0	455,116
後期高齢者医療事業	2,242,456	2,181,977	60,479	0	60,479
農業共済事業	12,399	12,399	0	0	0
介護保険事業	9,813,961	9,799,654	14,307	0	14,307
合 計	29,073,173	29,453,503	380,330	0	380,330

イ 公営企業会計(詳細は、23P「資金不足比率」参照)

公営企業会計における資金剰余額・資金不足額(24年度決算)

(単位:千円)

会 計	流動資産 (a)	流動負債 (b)	算入地方債 (1) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a) - (b) - (c)	解消可能資金 不足額(2) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した 資金不足額) (d) - (e)
水道事業	5,246,965	288,845	0	4,958,120	0	4,958,120
下水道事業	1,590,236	281,816	0	1,308,420	0	1,308,420
病院事業	524,834	1,142,890	0	618,056	0	618,056
合 計	7,362,035	1,713,551	0	5,648,484	0	5,648,484

1 算入地方債

2 解消可能資金不足額

建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高事業の性格上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

### 3 実質公債費比率（3カ年平均）

#### (1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準、段階的な起債制限の基準として地方財政法に定められており、18%を超えると地方債許可団体に移行し、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなり起債制限団体となる。

#### 【計算式】 実質公債費比率（3カ年平均）

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{|c|} \hline (A) \\ \hline \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(繰上償還等除く)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline (B) \\ \hline \text{準元利償還金 ( 1 )} \\ \hline \end{array} \\
 \\
 - ( \begin{array}{|c|} \hline (C) \\ \hline \text{特定財源 ( 2 )} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline (D) \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array} ) \\
 \\
 = \frac{\begin{array}{|c|} \hline (E) \\ \hline \text{標準財政規模 4P参照} \\ \text{(臨時財政対策債発行可} \\ \text{能額を含む)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline (D) \\ \hline \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\ \hline \end{array}}{\phantom{}}
 \end{array}$$

#### 1 ( B ) 準元利償還金〔ア～オまでの合計額〕

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

#### 2 ( C ) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他



当年度の実質公債費比率(3カ年平均)は11.7%(早期健全化基準25.0%)で、前年度算定に比べ0.3ポイント上昇している。これは、分母では、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の増などで控除額を差し引いた合計が1億6,331万円(0.7%)増加したのに対して、分子では、元利償還金(繰上償還等を除く)で5億6,514万円(9.2%)、準元利償還金で1億3,480万円(5.4%)がそれぞれ増となり、控除額〔償還金に充てられる特定財源等6億1,739万円(10.6%)増〕を差し引いた実質的な公債費の合計が8,254万円(2.9%)増加したためである。元利償還金及び準元利償還金の増加は、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計に係る公債費償還元金及び猪名川上流広域ごみ処理施設組合の組合債償還負担金の増などによるものである。

単年度比率は11.6%で、前年度に比べ0.9ポイント低下している。これは主に、分子の準元利償還金で、一部事務組合に対する負担金が増加したものの、公営企業債償還費に係る繰出金の減などにより1,267万円(0.5%)減少するとともに、控除額となる元利・準元利償還金に充てられる特定財源(土地売払収入等)及び基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金(災害復旧費分等)が2億711万円(3.1%)増加したことで、分子全体の実質的な公債費の合計が2億2,008万円(7.0%)減少したためである。

なお、当比率の算定においては、都市計画税を「元利償還金・準元利償還金に充当可能な特定財源」として取り扱うため、都市計画事業費を抑制した場合は、特定財源として算入される都市計画税充当額が多くなり、当該比率を低下(改善)させる要因となる。3カ年平均の都市計画税算入による特定財源は15億7,292万円(前年度算定に比べ4,673万円・2.9%減)であり、この額を控除した場合の実質公債費比率を試算すると17.9%(前年度算定と同率)となり、本来の算定式による比率に比べ6.2ポイント上昇することになる。

従来から市債の発行抑制に努めているところであるが、当年度(単年度)での市債発行額は、一般会計では、道路用地取得、教育施設耐震化工事及び消防救急デジタル無線設備等に係る市債発行により、また、中央北地区土地区画整理事業特別会計においても、用地先行取得事業特別会計からの事業用地取得により、それぞれ前年度に比べ増加している。実質的な公債費については、土地売却収入を減債基金へ積み立てるなど償還財源の確保に努めているものの、中央北地区推進事業に係る一般財団法人川西市都市整備公社に対する補助金、市土地開発公社用地の買い戻し事業債に係る償還、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への組合債償還負担金などの要因により、当面は比率の上昇が予想される。

当比率の計算式に示している(A)から(D)の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(E)の標準財政規模については4P参照〕。

(3) (A) 元利償還金（繰上償還等を除く）〔3カ年平均算入額・67億3,284万円〕

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」には、一般会計等に係る地方債の元利償還金総額から、一般財源の負担額を実質的に増加させないもの又は軽減するもの（償還期限を繰り上げて償還を行ったもの及び借換債を財源として償還を行ったもの等）を除外した額を算入する。

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

一般会計等に係る元利償還金（繰上償還等除く）

（単位：千円・％）

区 分	22年度 (3カ年平均)	23年度(b) (3カ年平均)	24年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
公債費（一般会計等に係るものに限る）	6,863,738	7,182,669	7,305,601	122,932	1.7
控除額	1,250,004	1,014,972	572,757	442,215	43.6
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	1,194,671	970,972	544,757	426,215	43.9
満期一括償還地方債の元金に係る分	55,333	44,000	28,000	16,000	36.4
地方債の利子の支払金のうち、減債基金の運用によって生じた利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの	0	0	0	0	-
(A) 元利償還金（繰上償還等を除く）	5,613,734	6,167,697	6,732,844	565,147	9.2

繰上償還等を除く元利償還金(3カ年平均額)は67億3,284万円で、前年度算定に比べ5億6,514万円(9.2%)増加している。これは主に、公債費で、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計の元利償還金が1億2,293万円(1.7%)増加するとともに、借換債等を財源とした償還額の減等により比率算定上の控除額でも4億4,221万円(43.6%)減少したためである。

なお、当年度単年度の元利償還金（繰上償還額等を除く）は72億3,676万円で、前年度に比べ28万円(0.0%)減少している。

(4) (B) 準元利償還金〔3カ年平均算入額・26億4,566万円〕

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」には、公営企業債の償還金に対する繰出金、一部事務組合等に対する負担金・補助金のうち地方債償還の財源に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合計額を算入する。

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)

(単位:千円・%)

区 分	22年度 (3カ年平均)	23年度(b) (3カ年平均)	24年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)	54,732	54,075	60,439	6,364	11.8
イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等からの繰出金	1,175,352	1,164,994	1,135,035	29,959	2.6
水道事業	263	329	340	11	3.3
下水道事業	904,737	873,976	846,684	27,292	3.1
病院事業	270,351	290,688	288,012	2,676	0.9
ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金	284,392	445,490	621,219	175,729	39.4
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	862,772	843,580	826,199	17,381	2.1
オ 一時借入金の利子	3,071	2,722	2,769	47	1.7
合 計 (B)準元利償還金	2,380,319	2,510,861	2,645,661	134,800	5.4

24年度算定時に、22・23年度の金額を一部修正している。

準元利償還金(3カ年平均額)は26億4,566万円で、前年度に比べ1億3,480万円(5.4%)増加している。これは主に、公営企業債の償還費に対する繰入金で2,995万円及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(市都市整備公社補助金等)で1,738万円が減少したものの、一部事務組合に対する負担金等(猪名川上流広域ごみ処理施設組合負担金等)で1億7,572万円が増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

- ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額〔3カ年平均・6,043万円〕
  - ・兵庫のじぎく債(兵庫県市町共同公募債)償還額の30分の1を計上している。
- イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等繰出金〔3カ年平均・11億3,503万円〕
  - ・水道事業、下水道事業及び病院事業に対する繰出金のうち、繰出実績や公営企業繰出基準等に基づいて算出した額を計上している。
- ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金〔3カ年平均・6億2,121万円〕
  - ・猪名川上流広域ごみ処理施設組合等の地方債償還に係る負担金を計上している。
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの〔3カ年平均・8億2,619万円〕
  - ・中央北地区推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、出在家団地建設事業償還金等を計上している。
- オ 一時借入金の利子〔3カ年平均・276万円〕
  - ・起債前借利子及び水道事業会計からの一時借入金に係る利子額を計上している。

(5) (C) 元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

〔3カ年平均算入額・29億5,093万円〕

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」には、国・県等からの利子補給、公営住宅使用料及び都市計画税のうち地方債償還額に充当可能な特定財源などの合計額を算入する。

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

(単位:千円・%)

区 分	22年度 (3カ年平均)	23年度(b) (3カ年平均)	24年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 国・県等からの利子補給	45,973	45,252	44,529	723	1.6
イ 公営住宅使用料	181,077	194,346	209,993	15,647	8.1
ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,635,582	1,619,653	1,572,923	46,730	2.9
エ その他	119,239	590,880	1,123,490	532,610	90.1
合 計 (C) 特定財源	1,981,871	2,450,131	2,950,936	500,805	20.4

24年度算定時に、22・23年度の金額を一部修正している。

元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源(3カ年平均額)は29億5,093万円、前年度算定に比べ5億80万円(20.4%)増加している。これは主に、その他(不動産売払収入等)で5億3,261万円増加したことによるものである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 国・県等からの利子補給〔3カ年平均・4,452万円〕

・史跡地公有化補助金(国庫補助金・県補助金)を計上している。

イ 公営住宅使用料〔3カ年平均・2億999万円〕

・市営住宅使用料のうち、地方債の元利償還金に充当可能な額を計上している。

ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

〔3カ年平均・15億7,292万円〕

・都市計画税収入額が、都市計画税を充当できるすべての都市計画事業費及び都市計画関連の公債費等(それぞれの特定財源分を除く)に対して、どの程度充当されているかを按分計算した額である。都市計画事業費として、街路、公園、下水道及び中央北地区整備の各事業(特定財源を除く)及び土地区画整理事業の各事業費、都市計画関連の公債費等分として、都市計画事業に係る市債の元利償還金、下水道事業への繰出金のうち企業債元利償還金充当分及び市都市整備公社への中央北地区推進事業に係る借入金に対する補助金を計上している。

エ その他〔3カ年平均・11億2,349万円〕

・災害援護資金貸付金返還金及び(株)パルティ川西貸付金返還金に加え、22年度から不動産売払収入、同収入による減債基金への積立額及び土地貸付収入を計上している。

(6) (D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(後年度交付税措置される額) [3カ年平均算入額・34億7,067万円]

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」には、地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(準算入公債費の額)を算入する。この額を分子・分母とも控除項目として算入することで、各地方公共団体の実質的な公債費の負担が算出されるように調整している。

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円・%)

区 分	22年度 (3カ年平均)	23年度(b) (3カ年平均)	24年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率	24年度 (単年度)
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	397,017	375,531	368,231	7,300	1.9	356,226
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	121,425	130,072	139,554	9,482	7.3	151,512
災害復旧費等に係る基準財政需要額(一般会計分)	2,028,953	2,149,566	2,278,867	129,301	6.0	2,399,424
災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	683,916	657,072	631,230	25,842	3.9	595,232
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	7,398	7,398	7,388	10	0.1	7,379
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る。)	26,521	34,438	45,401	10,963	31.8	57,914
合 計 (D)基準財政需要額算入額	3,265,230	3,354,077	3,470,671	116,594	3.5	3,567,687

24年度算定時に、23年度の金額を一部修正している。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3カ年平均)は34億7,067万円で、前年度算定に比べ1億1,659万円(3.5%)増加している。これは主に、災害復旧費等に係る基準財政需要額(一般会計分)が1億2,930万円増加したためである。

なお、当年度単年度の算入額は35億6,768万円で、前年度に比べ9,233万円(2.7%)増加している。

## 4 将来負担比率

### (1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標である。当比率においても、実質公債費比率と同様の考え方に基づいて、将来負担額に対する充当可能財源として都市計画税が算入されている。

#### 【計算式】

<p>(A) 将来負担額( 1)</p>	-	<p>(B) 充当可能財源等( 2)</p> <p>(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額)</p>
<p>将来負担比率 = <span style="display: inline-block; width: 200px; border-bottom: 1px solid black;"></span></p>		
<p>(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行 可能額を含む) <b>4P 参照</b></p>	-	<p>(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕 <b>14P 参照</b></p>

#### 1 (A) 将来負担額〔ア～キまでの合計額〕

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

#### 2 (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額〕

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

## (2) 将来負担比率の状況

24年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

将来負担比率の年度別推移

比率(区分)	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	159.2	160.9	152.6	8.3ポイント
(都市計画税の充当を除いた場合)	(218.1)	(212.5)	(199.1)	( 13.4ポイント)

### 【24年度決算の状況】

将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	(A) - (B)	(単位:千円)
99,106,273	60,479,100	38,627,173	将来負担比率
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (4P参照)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (14P参照)	(C) - (D)	152.6%
28,865,801	3,567,687	25,298,114	都市計画税の充当を除いた場合 199.1%

#### 【(A)将来負担額】

(単位:千円)

年度	地方債の 現在高	債務負担行為に基 づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合等負担 等見込額	退職手当負担 見込額	設立法人の負債額 等負担見込額	将来負担額 合計
22	54,598,147	18,460,422	9,197,590	7,789,518	10,679,292	38,082	100,763,051
23	53,764,051	18,173,546	8,650,289	7,250,119	10,118,290	35,340	97,991,635
24	<b>57,670,916</b>	<b>17,182,420</b>	<b>7,722,349</b>	<b>6,595,464</b>	<b>9,873,210</b>	<b>61,914</b>	<b>99,106,273</b>
増減	3,906,865	991,126	927,940	654,655	245,080	26,574	1,114,638
増減率	7.3%	5.5%	10.7%	9.0%	2.4%	75.2%	1.1%

24年度算定時に、23年度の「地方債の残高」を一部修正している(比率には影響なし)。

#### 【(B)充当可能財源等】

参考

年度	充当可能 基金	充当可能 特定歳入	うち都市計画税 (b)	基準財政需要 額算入見込額	充当可能財源等 合計 (a)	充当可能財源等合計 (都市計画税充当可能 額を除いた場合) (a) - (b)
22	4,935,856	17,168,647	14,867,135	38,483,859	60,588,362	45,721,227
23	3,645,180	15,161,968	13,012,901	38,576,840	57,383,988	44,371,087
24	<b>5,721,126</b>	<b>13,728,410</b>	<b>11,762,357</b>	<b>41,029,564</b>	<b>60,479,100</b>	<b>48,716,743</b>
増減	2,075,946	1,433,558	1,250,544	2,452,724	3,095,112	4,345,656
増減率	57.0%	9.5%	9.6%	6.4%	5.4%	9.8%

#### 【(A)将来負担額 - (B)充当可能財源等】

年度	将来負担額 合計(A)	充当可能財源等 合計(B)	差引 (A)-(B)
22	100,763,051	60,588,362	40,174,689
23	97,991,635	57,383,988	40,607,647
24	<b>99,106,273</b>	<b>60,479,100</b>	<b>38,627,173</b>
増減	1,114,638	3,095,112	1,980,474
増減率	1.1%	5.4%	4.9%

増減は「24年度 - 23年度」、増減率は「(24年度-23年度)/23年度 × 100」

当年度の将来負担比率は152.6%(早期健全化基準350.0%)で、前年度に比べ8.3ポイント低下している。これは主に、将来負担額で11億1,463万円(1.1%)増加したものの、充当可能財源等で30億9,511万円(5.4%)増加したことにより、分子全体(将来負担額-充当可能財源等)が19億8,047万円(4.9%)減少したためである。

なお、充当可能財源等のうち都市計画税分(117億6,235万円)を除いて試算した当年度の将来負担比率は199.1%(前年度算定に比べ13.4ポイント低下)で、本来の算定比率に比べ46.5ポイント上昇することになる。

当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(C)標準財政規模は4P、(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は14P参照〕。

### (3) (A) 将来負担額〔ア～カの合計額・991億627万円〕

「(A)将来負担額」には、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計への地方債の償還に対する繰入見込額や一部事務組合等の地方債償還に対する負担見込額、退職手当負担見込額、さらに外郭団体等に対する負担見込額など、将来、一般会計等の負担となり得ると考えられるものを算入する。

当比率の算定における「(A)将来負担額」は991億627万円で、前年度に比べ11億1,463万円(1.1%)増加している。これは主に、債務負担行為に基づく支出予定額で9億9,112万円、公営企業債等繰入見込額で9億2,794万円、組合等負担等見込額で6億5,465万円、退職手当負担見込額で2億4,508万円がそれぞれ減少したが、地方債の現在高が39億686万円増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

#### ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高〔576億7,091万円〕

一般会計等に係る地方債現在高

(単位:千円・%)

会 計	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一 般 会 計	40,832,345	40,476,407	42,239,960	1,763,553	4.4
用地先行取得事業特別会計	13,765,802	11,653,844	9,367,156	2,286,688	19.6
中央北地区土地区画整理事業特別会計	-	1,633,800	6,063,800	4,430,000	271.1
合 計	54,598,147	53,764,051	57,670,916	3,906,865	7.3

23年度末残高を一部修正している。

地方債現在高は576億7,091万円で、前年度に比べ39億686万円(7.3%)増加している。これは主に、一般会計では、道路改良事業(道路用地取得等)、教育施設耐震化事業、中央北地区土地区画整理事業特別会計では、公共施設等整備用地取得における市債発行によるものである。なお、算定される「一般会計等」の地方債は、一般会計及び用地先行取得事業と中央北地区土地区画整理事業の各特別会計が対象となる。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額〔171億8,242万円〕

債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円・%)

区 分	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
川西市土地開発公社に委託して行なう用地先行取得事業	4,985,100	5,057,085	4,426,198	630,887	12.5
川西市都市整備公社事業運営資金	13,033,200	12,693,900	12,354,600	339,300	2.7
出在家団地建設事業	396,642	374,125	351,594	22,531	6.0
救急医療対策事業	45,480	48,436	50,028	1,592	3.3
合 計	18,460,422	18,173,546	17,182,420	991,126	5.5

支出予定額は171億8,242万円で、前年度に比べ9億9,112万円(5.5%)減少している。内訳の内容をみると、市土地開発公社分は、公共事業の先行取得用地等の買戻しに要する額、市都市整備公社分は、当公社が金融機関から借入れている中央北地区推進事業資金に対する補助額、出在家団地建設事業は、市営住宅・出在家団地の譲渡契約に基づく償還額、救急医療対策事業は、阪神北広域こども急病センター整備における借入金に対する当市負担分の償還経費である。

ウ 一般会計等以外の特別会計（公営企業会計等）に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額〔77億2,234万円〕

公営企業等に対する地方債償還経費の繰入見込額

(単位:千円・%)

会 計	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
水 道 事 業	6,069 (2,023,226)	6,098 (2,032,730)	6,112 (2,037,653)	14 (4,923)	0.2 (0.2)
下 水 道 事 業	7,739,616 (18,969,648)	7,426,785 (18,202,905)	6,610,029 (17,440,712)	816,756 ( 762,193)	11.0 ( 4.2)
病 院 事 業	1,451,905 (2,055,074)	1,217,406 (1,721,160)	1,106,208 (1,501,816)	111,198 ( 219,344)	9.1 ( 12.7)
合 計	9,197,590 (23,047,948)	8,650,289 (21,956,795)	7,722,349 (20,980,181)	927,940 ( 976,614)	10.7 ( 4.4)

下段の( )は、各企業の年度末現在の地方債残高である。

繰入見込額は77億2,234万円で、前年度に比べ9億2,794万円(10.7%)減少している。

エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額〔65億9,546万円〕

組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円・%)

組合等の名称	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	7,761,867 (12,127,105)	7,225,227 (11,291,006)	6,573,108 (10,275,788)	652,119 ( 1,015,218)	9.0 ( 9.0)
丹波少年自然の家事務組合	27,651 (287,180)	24,892 (258,530)	22,356 (232,190)	2,536 ( 26,340)	10.2 ( 10.2)
合 計	7,789,518 (12,414,285)	7,250,119 (11,549,536)	6,595,464 (10,507,978)	654,655 ( 1,041,558)	9.0 ( 9.0)

下段の( )は、各組合の年度末現在の地方債残高である。

負担等見込額は65億9,546万円で、前年度に比べ6億5,465万円(9.0%)減少している。負担等見込額は、上表の各組合の地方債残高に、各組合の規約に基づく負担割合等に乗じて算定している。

オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額〔98億7,321万円〕

退職手当支給予定額に係る負担見込額

(単位:千円・%)

区 分	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
退職手当支給予定額 (c)	9,781,224	8,979,612	8,655,130	324,482	3.6
組合等積立額(は積立不足額) (d)	898,068	1,138,678	1,218,080	79,402	7.0
負担見込額 (c)-(d)	10,679,292	10,118,290	9,873,210	245,080	2.4

負担見込額は98億7,321万円で、前年度に比べ2億4,508万円(2.4%)減少している。  
 当年度退職手当支給予定額分86億5,513万円は、職員総数1,158人(特別職・公営企業職員含む)のうち、一般会計等に属する856人分(対前年度4人・0.5%減)である。

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額〔6,191万円・～の合計〕

出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

法人名	負担見込額					備 考 (24年度算定内容)		
	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	損失補償債務	ランク	算入率
(一財)一庫ダム湖周辺環境整備センター	123	0	0	0	-	0	-	-
川西都市開発(株)	30,000	28,750	28,750	0	0.0	95,832	B	30.0%
(福)阪神福祉事業団	4,168	3,612	31,633	28,021	775.8	31,633	E	100.0%
合 計	34,291	32,362	60,383	28,021	86.6	127,465		

算定方法は、財務諸表評価方式で算定し、外形事象評価方式との比較により、算入率の高い方を算入している。

出資法人等の損失補償債務等負担見込額〔6,038万円〕

負担見込額は6,038万円で、前年度に比べ2,802万円(86.6%)増加している。

内訳の内容をみると、川西都市開発(株)分は、金融機関からの運転資金借入れに対するもの、(福)阪神福祉事業団分は、施設整備費の借入れに対するものである。

負担見込額は、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法で算定する。当市の場合、標準評価方式のうち財務諸表評価方式で評価しているが、この方式で評価する場合は、外形事象評価方式に基づく評価も併せて行ない、その結果、両方式による債務区分が一致しない場合には、原則として算入率が高い債務区分に分類することとされている。

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額〔153万円〕

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

公的保証機関名	区 分	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
兵庫県信用保証協会	損失補償債務等負担見込額	3,791	2,978	1,531	1,447	48.6
	(損失補償付債務残高)	(69,856)	(54,873)	(42,258)	( 12,615)	( 23.0)

負担見込額は153万円で、前年度に比べ144万円(48.6%)減少している。

内容は、当市が実施している中小企業振興資金融資制度に際して、融資額の20%を限度として兵庫県信用保証協会と締結している損失補償契約に係るものである。

(4) (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額・604億7,910万円〕

「(B) 充当可能財源等」には、将来負担額の控除財源として、充当可能基金額（一般会計等の地方債の償還財源とみなされる基金に限定）、特定財源見込額（国庫支出金、転貸債の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額、その他の特定歳入）及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額（普通交付税の算定における基準財政需要額に算入される償還金等の経費）の合計額を算入する。

「(B) 充当可能財源等」は 604 億 7,910 万円で、前年度に比べ 30 億 9,511 万円 (5.4%) 増加している。これは、充当可能特定歳入で 14 億 3,355 万円減少したものの、基準財政需要額算入見込額で 24 億 5,272 万円及び充当可能基金で 20 億 7,594 万円が増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金〔57億2,112万円〕

地方債の償還額等に充当可能な基金（貸付金等を除いた額）

(単位:千円・%)

基金名	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
財 政 基 金	465,831	388,155	351,981	36,174	9.3
減 債 基 金	2,268,252	947,243	2,902,518	1,955,275	206.4
公 共 施 設 等 整 備 基 金	197,279	311,143	311,245	102	0.0
社 会 福 祉 基 金	195,154	217,309	218,467	1,158	0.5
地 域 福 祉 基 金	382,894	382,894	382,894	0	0.0
文 化 振 興 基 金	213,043	213,073	213,273	200	0.1
緑 化 基 金	130,480	130,480	130,480	0	0.0
ごみ減量化再資源化対策基金	98,368	98,368	98,368	0	0.0
奨 学 基 金	25,604	25,604	25,604	0	0.0
介護保険給付費準備基金	915,146	915,146	1,063,684	148,538	16.2
農 業 共 済 事 業 基 金	5,462	5,445	5,244	201	3.7
母子福祉応急資金貸付金	1,107	1,145	1,155	10	0.9
ふるさとづくり基金	8,697	9,175	16,215	7,040	76.7
介護従事者処遇改善臨時特例基金	28,539	0	-	-	-
合 計	4,935,856	3,645,180	5,721,126	2,075,946	57.0

充当可能基金は、各年度末残高から出納整理期間中の増減を加味し、さらに要返還額、貸付金を除いた額である。

充当可能な基金は 57 億 2,112 万円で、前年度に比べ 20 億 7,594 万円(57.0%)増加している。

当年度末現在の基金残高 75 億 6,063 万円から、出納整理期間中に財政基金 7,713 万円、減債基金 7 億 973 万円の合計 7 億 8,687 万円が取り崩しされ、一般会計等の歳入に繰り入れされている。この結果、出納整理期間中の増減を加味した基金残高は 67 億 7,376 万円で、この額から貸付金 10 億 5,263 万円（病院事業 10 億 2,000 万円、市土地開発公社 3,229 万円及び母子福祉応急資金貸付金 34 万円）を除いた額を地方債の償還額等に充当可能な基金として算定している。

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入〔137億2,841万円・～の合計〕  
 国庫支出金、県支出金等〔4,329万円〕

国庫支出金、県支出金等充当見込額

(単位:千円・%)

国庫支出金等の名称	充当見込額					地方債現在高 (24年度末)	3カ年 平均充当率 (24年度)
	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率		
史跡地公有化国庫補助金	117,608	78,410	39,211	39,199	50.0	49,014	80.0%
史跡地公有化県補助金	10,212	7,148	4,084	3,064	42.9	61,884	6.6%
合 計	127,820	85,558	43,295	42,263	49.4	110,898	-

充当見込額は4,329万円で、前年度に比べ4,226万円(49.4%)減少している。  
 内容は、加茂遺跡文化財に係る史跡地公有化補助金(国及び兵庫県)分である。

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金〔10億1,072万円〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還見込額

(単位:千円・%)

貸付金の償還金の名称	償還見込額					備考(貸付残高) (24年度末)
	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	
市街地再開発事業無利子貸付金	208,150	194,250	179,950	14,300	7.4	179,950
市街地再開発事業有利子貸付金	760,344	720,188	680,032	40,156	5.6	680,032
災 害 援 護 資 金	160,402	151,058	150,739	319	0.2	222,936
合 計	1,128,896	1,065,496	1,010,721	54,775	5.1	1,082,918

償還見込額は10億1,072万円で、前年度に比べ5,477万円(5.1%)減少している。  
 内訳にみると、市街地再開発事業無利子貸付金は、阪急川西能勢口駅前地区第二工区市街地再開発事業(パーティK2・組合施行)の清算処理に伴って、(株)パーティ川西に貸し付けたもので、同有利子貸付金も同社に対する従来の短期貸付を長期貸付に変更した際の貸付金である。災害援護資金は、貸付残高2億2,293万円のうち、1億5,073万円を償還見込額(回収見込率67.6%)として計上している。

公営住宅の賃貸料〔9億1,203万円〕

公営住宅の賃貸料充当見込額

(単位:千円・%)

賃貸料の名称	充当見込額					地方債現在高 (24年度末)	3カ年 平均充当率 (24年度)
	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率		
市 営 住 宅 使 用 料	1,044,796	998,013	912,037	85,976	8.6	1,701,562	53.6%

充当見込額は9億1,203万円で、前年度に比べ8,597万円(8.6%)減少している。  
 当該特定財源は、当年度末の地方債現在高等に対する過去3カ年における住宅使用料の平均充当率を乗じて算出(住宅使用料を、住宅施設の維持管理に要する経費に充当後、その残余额を当該地方債の償還額等への充当可能額として算定)している。

## 都市計画税収〔117億6,235万円〕

都市計画事業に係る地方債現在高等に対する都市計画税収の充当見込額

(単位:千円・%)

区 分	22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
都市計画事業に係る地方債の現在高等 (A)	30,780,818	28,105,618	27,939,090	166,528	0.6
都市計画事業費・都市計画事業費に係る地方債の元利償還金等への都市計画税の3年間平均充当率 (B)	48.3%	46.3%	42.1%	4.2ポイント	-
充当見込額 (A)×(B)	14,867,135	13,012,901	11,762,357	1,250,544	9.6

充当見込額は117億6,235万円で、前年度に比べ12億5,054万円(9.6%)減少している。これは、都市計画事業に係る地方債の現在高等が1億6,652万円減少するとともに、都市計画税の平均充当率が4.2ポイント低下したためである。

当該充当見込額の算定は、都市計画事業費から同経費に充当した特定財源(都市計画税収入は除く)を控除し、これに都市計画事業に係る地方債の元金償還金等を加えた額に対して、都市計画税収入がどの程度充当されているかを求め(3カ年平均の充当率)、都市計画事業に係る地方債の現在高等にこの充当率を乗じて算出している。

## ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額〔410億2,956万円〕

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位:千円・%)

費 目	測定単位	算入見込額				
		22年度	23年度(b)	24年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
1 消 防 費	人 口	32,000	30,855	30,855	0	0.0
2 道 路 橋 り ょ う 費	道 路 の 延 長	584,075	481,538	397,084	84,454	17.5
3 下 水 道 費	人 口	2,412,018	2,599,967	2,765,947	165,980	6.4
4 その他の土木費	人 口	452,929	348,173	241,826	106,347	30.5
5 小 学 校 費	学 級 数	564,748	511,292	125,269	386,023	75.5
6 中 学 校 費	学 級 数	29,349	26,322	5,341	20,981	79.7
7 保 健 衛 生 費	人 口	323,451	338,141	191,508	146,633	43.4
8 清 掃 費	人 口	57,732	47,506	36,801	10,705	22.5
9 地 域 振 興 費	人 口	559,313	501,688	92,259	409,429	81.6
10 公 債 費		33,468,244	33,691,358	37,142,674	3,451,316	10.2
合 計		38,483,859	38,576,840	41,029,564	2,452,724	6.4

算入見込額は410億2,956万円で、前年度に比べ24億5,272万円(6.4%)増加している。算入見込額の主なもの、公債費371億4,267万円、下水道費27億6,594万円である。

公債費の主なものは、次のとおりである。

臨時財政対策債償還費	193億8,954万円	
公害防止事業債償還費	84億2,277万円	
東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	31億6,149万円	
減税補てん債償還費	27億2,321万円	
財源対策債償還費	13億9,575万円	など

## 資金不足比率の状況

### 1 資金不足比率（公営企業ごとに算定）

#### (1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債が流動資産を超える場合、その超える額」としており、従来の再建制度において赤字額として用いてきた「不良債務」と同様の考え方である。

<b>【計算式】</b>	<b>資金不足比率</b>	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}}$
〔地方公営企業法適用企業の場合〕			
1 資金の不足額			
$\left[ \begin{array}{l} \text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費} \\ \text{の財源に充てるため起こ} \\ \text{した地方債の現在高} \end{array} \right] - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額}$			
2 資金の剰余額			
$\text{流動資産} - \text{流動負債} - \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高}$			
3 事業規模 営業収益の額 - 受託工事収益の額			

#### (2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業)における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区 分	会計名	22年度	23年度(B)	24年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率( ) (資金不足額 / 事業規模)	水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-
	病院事業	12.6%	6.6%	17.9%	11.3ポイント
資金剰余額 ( 資金不足額)	水道事業	4,247,902	4,850,826	4,958,120	107,294
	下水道事業	777,042	1,070,872	1,308,420	237,548
	病院事業	481,715	231,955	618,056	386,101

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

水道事業で49億5,812万円、下水道事業で13億842万円の資金剰余額が生じているが、病院事業で6億1,805万円の資金不足額が生じている。

病院事業の資金不足比率〔事業規模(医業収益)に対する資金不足額の割合〕は17.9%で、前年度に比べ11.3ポイント上昇(悪化)し、経営健全化基準の20%に迫る状況となっている。当年度では、金融機関から借入れ(収益的収支の補てん)による一時借入金の増により流動負債が3億4,362万円(43.0%)増加したことで、資金不足額が3億8,610万円(166.5%)増加している。

参考資料

阪神7市における比率の推移について

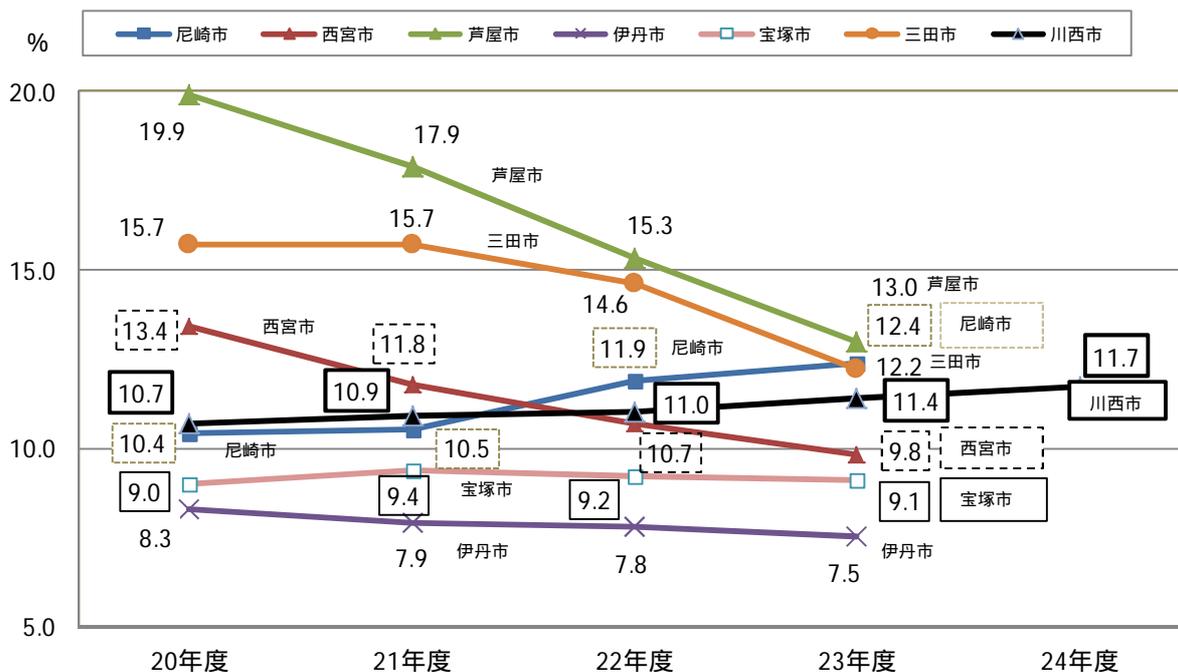
阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成20～23年度(川西市のみ24年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

